

はしがき

文字どおり21世紀の冒頭、「21世紀の地方自治を考える——法と政策の視点から」（法律文化社）を上梓してから、早くも八年が経過した。同書は、第一期地方分権改革の一定の成果、および「未完の分権改革」として残された諸課題を視野に入れつつ、憲法・地方自治法の「地方自治の本旨」の照らす具体的な制度・しくみ、およびその運用実態を個別テーマに即して解説し、かつ、現下の地方自治・分権の課題を整理したものであり、幸いにも大学における講義用はもとより、地方公務員の研修のテキストとしても幅広く利用されてきた。しかし、この間の地方自治・分権をめぐる政策の展開、法令の制定・改廃、判例の増加、および自治（法）理論の発展などの目まぐるしい変遷ぶりを目撃の当たりにして、その改訂の必要性を痛感していたところ、法律文化社のご提案もあり、この際、書名も「これから的地方自治を考える——法と政策の視点から」に変更して、新たに出版することになった。したがつて、本書は、各講義のテーマの内容・コラムも新しい視点の下でこれを見直し、著者は、基本的に初版と同じメンバーカラ構成されるが、ただ、原田久教授には、ドイツ留学帰国直後という事情もあり、この際、新進気鋭の行政学者の畠田和佳奈さんと交代し、同氏に新しい視点から「基礎自治体と道州制」というテーマで執筆していただことになった。

日本における地方自治は、「これまで」幾多の星霜を経験しながら、「いま」へ辿り着き、さら

に「これから」もさまざまなる風を受け揺れながら、大海を漂流することになろう。そのようななか、本書は、地方自治の法制度と総合的政策の分析検討を、クローバルの視点を横軸として、その「これまで」の歩みと「これから」の将来の課題・展望を縦軸にすえ、「三項目（論）」の重要なテーマに分け、それぞれの内容にふさわしい中堅の公法・行政学者にお願いし、もつて現下の地方自治の本質・実態・課題に肉薄せんとするものである。

周知のように、この間の地方自治をめぐる主な政策・制度改革の動きとしては、第一期分権改革の後継組織としての「地方分権改革会議」から、「三位一体改革」（の失敗）を経て、二〇〇七年の地方分権改革推進法の下、地方分権改革委員会が第一次から第四次の勧告を相次いで公表し、それが、いま「地域主権」を掲げる新公権に引き継がれ、新たな展開をみせつつある。この「地域主権」という理念は、「地域が主役」というその方向性については大方の評価を受けつつも、ただ、その内容については不透明な点があり、論者の中にも戸惑いや困惑感がかくせない。とともに、この理念に内包される個別政策自体はともかく、近代的国家法における中枢概念たる「主権」の意味と、これと「地域」との整合性は成り立つか、という点が大きな問題であろう。

いずれにしても、地域を基礎とする自治体・住民が主役の「この国のかたち」をどう構築するかが、長い21世紀の「これから」のメインの課題であることは間違いない、それに向けて、国民の活発な議論の展開が求められているなかで、この課題解決に向けて、本書がいさかでも資することがあるとすれば、執筆者一同の喜び、これに勝るものはない。

本書が、こうして時代のニーズに合い、かつ、地方自治の諸課題に適応しうる書物として出版できるのは、ひとえに執筆者が、ご多忙のなか担当のテーマに沿った力作を短期間のうちに寄せ

ていただいたからにはかならない。ここに、編者として改めて感謝したい。編集方針としては、各執筆者の個性・見解はこれを尊重しつつ、編者としての「調整」は、字句の過誤や表現上の統一などの最小限に限定したため、結果的に、個別課題についての論述にやや濃淡や若干のダブりがあることも否めないが、この点については、読者の率直なご批判をいただければ、幸いである。最後に、こうして本書が成るにあたり、厳しい出版事情のなか、構成から、編集・執筆内容、また校正上の問題に至るまで、法律文化社、とくに秋山泰社長、瀧本佳代さんに大変お世話になった。執筆者を代表して、ここに記してお礼を申し上げたい。

ともかく、この「不透明」そのものの時代に、本書は、構成・内容とも装いを一新して江湖に漕ぎだすことになつた。ネット・検索時代のなか、本書の航海が全く順風満帆になるとは思えないが、多くの読者に愛される平穏なものであることを祈りたい。

二〇一〇年一月末

早春の到来を告げる「春一番」の吹き荒れた
熊本学園大のキャンパスを見渡す研究室にて

中川 義朗